

保護者の皆様へ

秋田県私立幼稚園運営費補助金（特別支援教育費補助）について

秋田県では、障害の有無にかかわらず、全ての県民が互いに支え合う、共生社会の実現に向けて、私立幼稚園等において心身に障害のある幼児又は特別支援教育を要する幼児の教育内容の充実を図るため、対象となる園児が在籍している私立幼稚園等に対して、特別支援教育を行うにあたり必要となる経常的経費の一部を補助金として交付しております。

お子さんが在籍している私立幼稚園等の設置者がこの補助金の交付申請を行うにあたり、支援の必要性を確認するため、県に「特別支援の必要性を証する書類」及び「保護者同意書」を提出いただく必要があります。

本事業の実施にあたっては、保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠となりますので、趣旨内容をご理解のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

なお、提出いただいた書類は、この補助金手続きのためにのみ使用し、他の目的に使用することは一切ありません。

内容についてご不明な点がありましたら、在籍している各私立幼稚園・認定こども園もしくは秋田県幼保推進課調整・企画班（電話 018-860-5127）へお問い合わせください。

（参考）

◇ 補助金の対象となる幼稚園等

対象となる園児が1名以上就園している幼稚園等
補助対象年度の5月1日又は10月1日現在において在籍していること

◇ 特別支援の必要性を証する書類の例

- 身体障害者手帳の写し
- 療育手帳の写し
- 特別児童扶養手当認定診断書の写し及び証書の写し
- 専門医による診断書の写し及び心理判定書の写し